

令和3年度
第11回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和4年2月10日開会

高松市農業委員会

令和3年度第11回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和4年2月10日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所11階114会議室

出席委員 18人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 三好 義光
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第2）
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 18番 原田 和幸
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子

欠席委員 6人

- 5番 太田 政美
- 6番 高砂 清一（会長職務代理者第1）
- 8番 森口 憲司
- 15番 河田 薫
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 南 岳志
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 主 査 藤澤 英宣
- 主 査 田山 元太
- 主任主事 森 康壽
- 主任主事 多田 利浩

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第8号 競売買受適格証明願について
- 議案第9号 非農地証明願について
- 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による
開発計画に対する意見について
- 議案第12号 農用地利用配分計画（案）について
- 議案第13号 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について
- 議案第14号 高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見について
- 議案第15号 高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業に係る同意について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和3年度第11回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の出席委員は24人中18人で、定例総会は成立しております。
欠席委員は、太田委員、高砂委員、森口委員、河田委員、神内委員、古川委員の6名です。
それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は3番佐竹委員及び14番富本委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

1番は、賃借人が労力不足のため、残存小作及び農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、賃借人が死亡し、相続が発生したことから、残存小作による賃貸借契約を相続人全員と合意解約したもので、離作補償はありません。また、この後、対象農地を小作人の相続人の一人に所有権移転しようとするもので、農地法第3条許可申請所有権6番が同時に提出されております。

3番は、賃貸人が経営縮小するため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。この後、周辺狭小農地も含め、賃借人に所有権移転するもので、農地法第3条許可申請所有権12番が同時に提出されております。

4番は、賃借人が高齢で労力不足のため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5番も賃借人が高齢で労力不足のため、強化促進法による賃貸借契約を解約するもので、離作補償はありません。

6番は、第3者が転用するため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。農地法第5条許可申請賃借権4番に関連しております。

議案書2ページをご覧ください。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

1番から6番までは、借り人と共同で営農している者が独立するため、強化促進法による貸借地をいったん返還し、今後新たに、共同営農者との貸し借りを行おうとするものです。

7番及び次のページの8番は、第三者が転用するため、香川県農地機構を介した貸借について、返還を受けたものです。

9番も第三者が転用するため、強化促進法による貸借について返還を受けたものです。農地法第5条許可申請使用貸借2番に関連しております。

10番、11番は、第三者に所有権移転するため、香川県農地機構を介した貸借について、返還を受けたものです。農地法第3条許可申請所有権7番に関連しております。

12番は、借り人の労力不足に伴い、第三者に所有権移転するため、強化促進法による貸借について返還を受けたものです。農地法第3条許可申請所有権11番に関連しております。

13番は、本市の公園用地としての転用が考えられていることから、強化促進法による貸借について返還を受けたものです。

14番は、地権者が耕作するため、強化促進法による貸借について返還を受けたものです。

15番は、借り人の労力不足に伴い、強化促進法による貸借について返還を受けたものです。この後、新たな借受人との契約が検討されております。

16番は、借り人へ所有権を移転するため、強化促進法による貸借について返還を受けたものです。農地法第3条許可申請所有権18番に関連しております。

議案書4ページをご覧ください。

17番は、現在の借り人にとって耕作条件が合わず、新たな第三者に所有権移転するため、強化促進法による貸借について返還を受けたものです。農地法第3条許可申請所有権20番に関連しております。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について6件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について17件御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書5ページをご覧ください。

1番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅の増築を行うため、西隣接の農地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和52年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が575.03平方メートルあります。

2番は、道路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、自宅から県道に出るまでの市道が狭く、5条許可申請に伴い、道路拡幅用地として計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、車庫兼物置が必要となったため、先代が居宅に隣接した南隣の農地を拡張し建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が473.58平方メートルあります。

4番は、農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅敷地の南隣接の農地を拡張し、車庫を建築するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます

併用宅地が499.12平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主査 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申し上げます。

議案書6ページをお開きください。

本件は、平成31年4月10日付けで農地法第5条第1項許可で、使用貸借権による権利の設

定により、分家住宅用地として許可を受けていましたが、転用計画の廃止による許可の取消願があったものです。なお、許可の取消後は、所有者が引き続き農地として利用するものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第3号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書7ページをご覧ください。

1番は、令和3年11月29日付けで、サービス付き高齢者向け住宅用地として転用許可を受けていましたが、2番の同族法人が南側の隣接地で開発を行う貸児童福祉施設と施設境界コンクリート擁壁を撤去し、敷地を一体的に利用する計画となったことに伴い、許可後の事業計画変更申請をするものです。なお、工事期間の変更はありません。

2番も、令和3年11月29日付けで、当初、貸児童福祉施設用地として転用許可を受けていましたが、先ほど1番でご説明したとおり、サービス付き高齢者向け住宅と一体利用することと、給排水設備の位置に変更が生じたため、許可後の事業計画変更申請をするものです。なお、同じく工事期間の変更はありません。

3番は、平成23年11月28日付けで、当初、3棟の分譲住宅用地として転用許可を受けて、別荘風の分譲住宅として売り出しをしていましたが、長期間、買い手がつかなかった。申請地は自然豊かで景観も良く、前面には海水浴場も整備されており、近年、キャンプ等のアウトドアがブームとなっていることから、利用集客が見込まれる貸別荘であるコテージ用地として事業計画の変更をすることと、併せて工事完了日を令和4年9月30日まで期間変更するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

4番は、平成30年10月26日付けで、当初、3棟の分譲住宅用地として転用許可を受けて、既に2棟が工事完了し、工事期間完了日までに事業完結する予定でしたが、近年、住宅の購入需要が減少傾向となっており、分譲住宅1棟が工事完了未了となっていることから、工事完了日を令和5年11月30日まで期間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

5番は、令和3年5月12日付けで、当初、2棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、近年の住宅事情より平屋住宅の需要が高まっていることから、1棟を平屋建てに変更し、もう1棟は車庫を取りやめて、建築面積を広くして、デザインを一新したものに計画変

更するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。工事完了期間の変更はありません。

6番は、令和3年8月10日付けで、受注した公共工事（六ツ目上池耐震補強工事）の現場近くで、仮設の事務所・駐車場用地として、令和3年11月30日までの一時転用許可を受け、工事期間の延長に伴い令和4年1月31日まで期間を延長するため、令和3年9月10日に事業計画変更承認を受けていましたが、予定していた計画期間どおりに工事が進捗していないことから、再度、工事完了日を令和4年2月28日まで期間延長するため許可後の事業計画変更申請するものです。

なお、工事請負変更契約書は、工事完了日が令和4年1月31日ですが、その後、農地への復元を行う期間を含めた、工事期間の延長をするものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について6件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第4号については承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査の概要を冨本委員から報告をお願いいたします。

冨本委員 現地調査委員の冨本です。

今回の特別現地調査委員は、佐竹委員と私の2名で、本日午前中に現地調査を実施しました。

今回の特別議案は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の6件でございまして、内訳として、所有権が4件、賃借権が2件案件となっております。

うち賃借権2番につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきまして、佐竹委員から報告申しあげます。

佐竹委員 現地調査委員の佐竹です。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について、説明させていただきます。

別紙の5条特別議案書をご覧ください。

1番の申請地は、高松市太田南小学校南西700メートルに在り、保育施設運営及び不動産賃貸業を営む法人が、現在、申請地の東側でグループ法人が運営している太田西保育園の進入路が狭く不便であり、また、施設老朽化も進んでいることから、新たな保育園を建設するための敷地造成用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止を含む併用公衆用道路等が279.60平方メートルあります。

なお、敷地造成用地としてのグループ法人からの申込書等、関連書類も提示されており、農地法施行規則第47条で規定する、「用途地域が定められている区域内において工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき」に該当するものです。

2番の申請地は、高松市立協和中学校北西1.0キロメートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、申請地は東側が市道に接し、長尾街道にも近く交通の利便性が良く、周辺は商業施設が整備され、分譲住宅・共同住宅等により宅地化も進み、住環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が172.56平方メートルあります。

3番の申請地は、高松市立林小学校東500mにあり、疵検出装置等の製造販売を主とする法人が、新たに不動産の賃貸業として、駐車場需要が見込まれる申請地を取得し、露天貸駐車場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、県道太田上町志度線に面し、主要地方道中徳三谷高松線にも近く交通の利便性が良く、分譲住宅・共同住宅等により宅地化も進み、駐車場需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番の申請地は、高松市立川岡小学校北300メートルに在り、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内（おおむね3ヶ月以内）に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、県道岡本香川線、及び主要地方道円座香南線に近く交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い、住宅団地・共同住宅等により宅地化も進み、住環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして賃借権について御説明いたします。

5条特別議案書2ページをご覧ください。

1番の申請地は、高松市三谷コミュニティセンター西200メートルにあり、調剤及び医薬品等の販売を営む法人が、事業拡大により新たな店舗用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が主要地方道三木国分寺線に面し、交通の利便性が良く、事業効率が良いこと、また、周辺には同様の商業施設が無く、一定集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

用途廃止を行う農道・水路が17.95平方メートルあります。

2番の申請地は、高松市立大野小学校東600メートルにあり、スーパーマーケットを営む法人が、現有店舗施設の老朽に伴い、代替えとして新たに、既存のホームセンター店舗と併せた商業施設の建築を計画したものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分され、国道193号線及び県道高松香川線に近く、交通の利便性が良く、事業効率が良いこと、また、老朽店舗の建替えとすることで、集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が3,631.88平方メートルあります。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権4件、賃借権2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、御審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主査 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、まず、

所有権移転の案件について御説明申し上げます。

議案書 8 ページをご覧ください。

1 番の転用者は、土木工事業を営む法人で、近年、高松市内での工事受注が多くなっていることと、業務拡大に伴い利用している露天資材置場が手狭となっていることから、新たな露天資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

2 番の転用者は、娘夫婦と同居していますが、孫の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭となっていることから、隣接している申請地に新たに非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

3 番は特別議案です。

4 番の転用者は、長期的で安定した収入を確保することから、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

5 番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6 番、7 番は特別議案です。

議案書 9 ページをお開きください。

8 番も特別議案です。

9 番の転用者は、子ども夫婦と同居しており、既存住宅の一部が老朽化し、リフォームを考えていますが、前面道路が狭く、また、坂道となっており、転用者は高齢で今後の生活を考え、平地である申請地に非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、県道檀紙鶴市線に近く交通の利便性が良く、周辺は、分譲住宅により宅地化の進ん

でいる住環境の良い地域であることと、子ども夫婦の自宅からも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年に譲渡人により造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が334.26平方メートル有ります。

なお、併用地と転用面積を含めた敷地面積が500平方メートル以上となりますが、転用に係る必要最少限の面積を差し引いた後の農地が農業上利用し難い残地となる場合に該当し、利用率についても30パーセント以上あり、問題はないものと考えます。

10番は、電子部品等の製造、販売業を営む法人が、譲渡人から貸借している駐車場を今回、所有権を譲受けることになり、土地調査を行ったところ、隣接地との境界確定した際に敷地の一部が農地であることが判明したため、今回、露天駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の露天駐車場の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成13年に駐車場の一部として造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が1,531平方メートル有ります。

11番の転用者は、実家の老朽化により、新たな住居を建築することに伴い、隣接地で親族が所有する農地を譲り受け、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、県道高松坂出線に近く、周辺は、教育施設や医療施設が整備され、閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が201.76平方メートルあります。

12番は、障がい福祉サービス事業を営む法人が、利用者の保護者等の来客用駐車場が手狭であることから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側は市道に接し、主要地方道国分寺中通線へのアクセスも良く、既存の施設にも隣接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、転用者が所有する農地への、農作業用の大型機械の搬入及び作業トラックの進入が出来るようにするため農道拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の農

道幅であり、他の土地に代えて転用することが出来ないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成25年4月30日に農道として造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。なお、農業用施設であることから、無断転用扱いとはしていないものです。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申し上げます。

議案書10ページを御覧ください。

1番の転用者は、旅客自動車運送業を営む法人で、現在、整備している高速バス乗り場を利用するお客様駐車場に商業施設の建設計画があり、今回、駐車場を移設することになったことから、新たな露天駐車場として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が489.99平方メートルあります。

2番、3番は特別議案です。

4番は、飲食店の経営及び宿泊施設の経営事業を営む法人が、既存の飲食店の隣接地に新たな宿泊施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側は法定外道路に接し、主要地方道中徳三谷高松線に近く、山合で閑静な場所にあり、営業している飲食施設に隣接し、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成22年1月ごろに譲渡人により宅地への進入路として、一部造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。18条6項通知6番に関連しています。併用宅地が3,329.68平方メートルあります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書11ページをお開きください。

1番の転用者は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭となったことから、帰郷を機に父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

2番も、現在、借家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭となったことから、妻の祖母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が県道太田上町志度線沿いで、周辺は、高速道路高松東インターチェンジに近く交通の利便性が良く、また、妻の実家にも近く、子育てと親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知9番に関連しています。

3番も、現在、借家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭となったことから、妻の祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、妻の実家からも近く、農業の手伝いと親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も現在、借家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭となったことから、義母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が5.47平方メートル有ります。

5番も現在、借家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭となったことや両親の老後を考え、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、実家と隣接し、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権9件、賃借権2件、使用貸借5件、計16件について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書12ページをご覧ください。

所有権1番は、市外在住の所有者が、労力不足のため、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は野菜を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番、3番も、所有者が、労力不足のため、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後、2番は水稻を、3番は夫婦でミカン・柿等の果樹を作付けするものです。

4番は高齢で、農業廃止するため、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は野菜及びミカン等の果樹を作付けするものです。

5番は、所有者が労力不足のため、農畜産業を営む農地所有適格法人が経営規模の拡大をするもので、取得後は野菜を作付けするものです。

また、農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件・事業要件・議決権要件及び役員要件は全て満たしています。これ以降の法人案件については、問題になると判断された要件についてのみ御説明させていただきます。

6番は、残存小作地を取得するもので、取得後は引き続き野菜を作付けするものです。

農地法第18条第6項の規定による通知2番に関連しています。

7番は、令和4年1月に譲渡人が譲受人の土地を農地法第5条転用したことから申請地を交換地として譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

使用貸借に係る農地返還通知10番、11番に関連しております。

8番は譲渡人が高齢のため農業経営を縮小しようとするもので、新規営農を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は野菜・果樹を作付けするものです。

下限面積については、農地法第3条許可申請使用貸借1番が同時に提出されており、要件を満たしております。

議案書13のページをご覧ください。

9番は、令和3年9月21日に農地法第18条第6項通知が受理された残存小作地の離作補償として、この度分筆完了した申請地を取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

10番は、労力不足から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

11番は、譲渡人が県外在住で、農業廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知12番に関連しております。

12番は、残存小作地及び周辺農地を小作人である譲受人が取得するもので、引き続き水稻を作付けするものです。

農地法第18条第6項通知3番に関連しております。

13番は高齢で経営縮小しようとする譲渡人から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を作付けするものです。

14番は、県外に在住する譲渡人が労力不足から、経営規模の拡大を希望する野菜の栽培・販売を行う農地所有適格法人に譲り渡すもので、取得後は野菜を作付けするものです。

15番も、譲渡人が労力不足から、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人に譲り渡すもので、取得後はオリーブを作付けするものです。

16番及び次のページをご覧ください、17番は、譲渡人が労力不足から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、16番は、水稻と麦を、17番は、水稻を作付けするものです。

18番は、県外在住の譲渡人が農業廃止することから、強化促進法により借り入れていた譲受人が取得するもので、取得後、引き続き水稻を作付けするものです。

使用貸借に係る農地返還通知16番に関連しております。

19番は、高齢による労力不足から、近隣で新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を作付けするものです。

農地法第3条許可申請使用貸借2番に関連しております。

20番は、労力不足から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

使用貸借に係る農地返還通知17番に関連しております。

議案書15ページをご覧ください。

続きまして、使用貸借による権利の設定について御説明いたします。

1番は、新規営農を希望する借受人が、3年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条許可申請所有権8番に関連しております。

2番も、新規営農を希望する借受人が、野菜を作付けするため借り入れるものです。

農地法第3条許可申請所有権19番に関連しております。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権移転20件、使用貸借による権利の設定2件について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 競売買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第8号 競公売買受適格証明願について御説明申しあげます。

議案書16ページをご覧ください。

1番は、耕作目的で高松地方裁判所の競売に入札するため申請されたもので、農地法第3条第1項の許可に係る審査基準に基づき審査した結果、問題は有りませんでした。

なお、本件は、通常の入札・競り売り以外の方法により売却することを命ずる、先着順に売却者が決定する「特別売却実施処分」でありましたことから、会長専決により、2月1日付けで適格証明書を交付しました。

以上、議案第8号 競公売買受適格証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、適格証明相当の御判断をいただきました場合は、今後の事務処理の迅速化を図るため、適格証明書の交付を受けた者が競落人となって農地法第3条第1項の許可申請を提出し、その許可及び裁判所への許可書提出が急がれるときは、定例総会開催日の関係上、当該競公売買受適格証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、会長専決により許可をしても良い旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上、議案第8号 競公売買受適格証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御発言がないようでありますので、議案第8号の会長専決処分について承認すること、また、この後、農地法第3条第1項の許可が次回の定例総会開催前に必要で、適格証明時と内容に変更のない場合には、会長専決処分により、許可をしても良い旨の議決を併せて行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号については承認すること。また、必要により、会長専決処分により許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主任主事 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書17ページをご覧ください。

1番は、平成5年ごろ、2番は、昭和40年ごろ、5番は、平成7年ごろ、7番は、平成10年ごろから、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

3番は、昭和58年ごろから、4番は、昭和51年ごろから道路として、6番は、平成元年に畑

への法面として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について7件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書18ページをご覧ください。

1番は、現地調査した結果、特例適用農地とする筆、全て適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1件御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料1の1の2ページをご覧ください。令和3年12月23日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

次のページをご覧ください。令和3年12月20日付けで香川県知事宛に、土地開発行為協議書が提出されたものによる意見照会がありました。

次のページには位置図があります。

申請地は、高松空港から1,000メートル北に位置する香南町由佐の山林0.9465haです。土地開発行為の目的は残土埋立及び太陽光発電設備用地の造成です。

開発計画の内容は3ページに記載のとおり、防災施設関係として水路工・暗渠工・緑化工・沈砂池の施工を計画しているものです。

5ページ以降には、土地造成計画図、断面図、求積図、工程表等を付しています。

資料1ページ、4の調査をご覧ください。

令和4年1月27日に地区担当委員と事務局担当者で現地調査を実施し、地区部会で協議した結果、周辺に農地が在ることを踏まえ、高松市長には、下段の案のとおり「開発行為を行う場合には、開発区域の下流域にある農地、農業用施設及び農作物に支障が生じないよう万全の措置を講じること。」と回答したいと考えております。

続きまして、資料1の2と資料1の3の2件につきまして、高松市長から開発計画に対する意見照会是一件で照会がありましたが、別々に説明させていただきます。

資料1の2の2ページをご覧ください。令和4年1月20日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

次のページをご覧ください。令和4年1月19日付けで香川県知事宛に、土地開発行為協議書が提出されたものによる意見照会がありました。

次のページには位置図を付しています。

申請地は、高松空港から1,000メートル北に位置する香南町由佐の山林等、合計面積0.4436haです。土地開発行為の目的は太陽光発電事業用地の造成です。

開発計画の内容は3ページに記載のとおり、防災施設関係として暗渠工・緑化工・土堰堤・沈砂池の施工を計画しているものです。

5ページ以降には、土地造成計画図、断面図、求積図、工程表を付しています。

続きまして資料1の3の3ページをご覧ください。令和4年1月19日付けで香川県知事宛に、土地開発行為協議書が提出されたものによる意見照会がありました。

次のページには位置図を付しています。

申請地は、高松空港から1,000メートル北に位置する香南町由佐の山林等、合計面積0.8762haです。土地開発行為の目的は土砂の採取及び太陽光発電事業用地の造成です。

開発計画の内容は3ページに記載のとおり、防災施設関係として、植生土のう筋工・暗渠工・緑化工・集水柵・沈砂池・土堰堤の施工を計画しているものです。

5ページ以降には、土地造成計画図、断面図、求積図、工程表を付しています。

資料1ページ、4の調査をご覧ください。

令和4年1月27日に地区担当委員と事務局担当者で現地調査を実施し、地区部会で協議した結果、周辺に農地が在ることを踏まえ、高松市長には、下段の案のとおり「開発行為を行う場合には、開発区域周辺及び下流域にある農地、農業用施設及び農作物に支障が生じないよう万全の措置を講じること。」と回答したいと考えております。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。————— 御発言がないよ

うでありますので、議案第11号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第12号、農用地利用配分計画(案)について御説明申しあげます。資料2をご覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付を行っていた農地について、今回、貸付先の変更を行うもので、農用地利用配分計画を作成するにあたって、令和4年1月14日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は2月28日となっています。

一枚めくっていただきまして、資料の2ページの明細書をご覧ください。

明細書の左半分が、農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借り上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸し付ける変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸し付けの期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、また賃借料等の条件も従前のものをそのまま引き継ぐことになっています。

以上、議案第12号、農用地利用配分計画(案)について、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第12号については異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第13号、農地中間管理権の設定にかかる契約等の解除について御説明申しあげます。

資料3をご覧ください。

本件は、平成27年に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付を行っていた農地について、この農地を借り受けていた担い手が、令和2年に病気のため離農したことから、その後、香川県農地機構において、新たな借受人を探索するとともに、適宜、保全管理作業を行ってきたが、2年が経過しても、新たな借受人が見つからず、地域の担い手の状況を踏まえると今後も貸付

を行うことが困難と判断し、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定に基づく契約解除について、香川県農地機構が県知事へ承認申請を行うにあたり、市農業委員会の意見を求められているものです。

なお、この契約の解除については農地所有者の理解も得ており、解除される農地については、今後、所有者の親戚の方が管理を行う予定であると伺っております。

また、農地所有者が平成27年度に受け取った「農地集積協力金」については、この解除が所有者の責に帰さないものなので、交付金の返還は発生いたしません。

資料の2ページをご覧ください。今回の回答案といたしまして、「当該農地については、本市における担い手の確保状況など総合的な観点から、今後とも、担い手に利用権を設定することは困難であり、契約を解除することはやむを得ないものと判断する。」としております。

以上、議案第13号、農地中間管理権の設定にかかる契約等の解除について、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第13号については、原案のとおり意見回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第13号については、原案のとおり意見回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号 高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第14号、高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見について御説明申しあげます。

資料4をご覧ください。

令和4年1月26日付けで高松市長から、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づく高松市農業経営基盤強化促進基本構想について、内容変更を行うにあたり農業委員会の意見が求められています。

変更箇所、変更内容等につきましては、農林水産課農林計画係の小谷係長から説明していただきます。

小谷農林計画係長 農業経営基盤強化促進基本構想は、農業経営基盤強化促進法第6条において、市町村が定めるものとなっています。この度、香川県農業経営基盤強化促進基本方針関係法令の変更に伴い、高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更を行うにあたり、法第6条第4項の規定等により、農業委員会、香川県農協等に意見聴取を行うものです。

では、資料4をご覧ください。基本構想の変更内容等について、コロナ対策等もございましたので、簡単に要点のみ御説明いたします。

資料4の参考資料、高松市農業経営基盤強化促進基本構想変更について、及び変更(案)並びに新旧対照表をご覧ください。

一点お詫び申し上げなければならない点がございます。変更(案)でございますが、何点か変更がなされていない部分がございます。新旧対照表の改正後の変更箇所が正しいものになっています。

参考資料に基本構想の策定の経緯と改正状況、この度の変更の概要、及び変更の手順を記載しておりますので御一読ください。

変更箇所につきまして、新旧対照表により御説明いたします。まず、目次をご覧ください。大きな変更部分として、改正前の第6農地利用集積円滑化事業に関する事項が削除されています。変更の概要にも記載していますが、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合されたため削除となりました。

本文に移りまして、各種数字等は統計データの変更に伴い修正するとともに、香川県農業経営基盤強化促進基本方針他関係法令の変更に合わせた文言変更が行われています。新旧対照表4ページ上段の本市農家1戸当たりの経営面積は2020年農林業センサスの数字に併せ修正し、4ページ下段では国の目標変更に合わせて文言を変更、育成・確保目標を140人から150人に変更しました。6ページ中段の文言は多様な担い手の確保という国の方針に沿った文言変更を行い、同下段の文言を中段の文言と統合しています。

また、目次のところでも述べましたが、農地利用集積円滑化事業の統合に伴い、関連文言の削除を行っています。

営農類型は変更の概要にも記載がありますが、香川県の各種振興計画等の変更に合わせ、香川県農業経営基盤強化促進基本方針の変更に伴い変更しています。

そのほかには規定変更に伴う細かい文言整備、文章推敲に伴う文言変更等も行っており、新旧対照表には変更点を網掛けにして表示していますので、ご確認いただけたらと思います。

この後は、法第6条に基づき、高松市農業基本対策審議会にて検討を行い、県知事と協議し、その同意を得た後、同省例に基づき公告する予定です。

説明は以上でございます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第14号については異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第14号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第15号 高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業に係る同意についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第15号 高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業に係る同意について御説明申しあげます。

資料5の1ページ及び3ページから5ページをご覧ください。

1ページの1番のとおり、令和4年1月20日付けで高松市十河土地改良区、その後、4ペー

ジ、5ページのとおり1月31日付で周辺土地改良区との合併により「高松東南部土地改良区」と名称変更した旨の届出あり、同土地改良区から本市土地改良課が定める「高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業補助金交付要綱」に基づく事業に係る同意依頼がありました

資料の6ページから9ページの位置図、事業計画書をご覧ください。

6ページの位置図のとおり事業に係る受益地は、高松市立十河小学校から南東約1.5キロメートルに位置する十川東町の田、合計面積4,419平方メートルです。

事業内容としては、9ページのとおり受益地に至る農道を改良し、耕作放棄の発生防止を図るものです。

事業計画として、同要綱で規定する集落営農組織の構成員が所有する農地に係る事業として、10ページの番号3の右側欄の補助率Ⅱ型（事業費の100分の85以内補助）を適用し、農道の改良工事を行うものです。後ほど、色刷りの同様資料にて担当課からの制度説明をいただきます。

1ページに戻っていただき、番号4のとおり、令和4年1月25日に地区担当委員と事務局担当で現地調査を実施し、同月31日に開催された地区部会で協議した結果、「受益農地に接続する農道は狭隘で、大型農機具を活用し営農を継続する上での不便性が見受けられ、改良工事をせず現状のままでは、将来、受益農地は耕作放棄地となるおそれのあるもの」として確認しました。なお、改良工事の内、拡幅部分については、農地法第5条及び同施行規則で規定する「土地改良法に基づく土地改良事業を行うものがその事業に供するため権利を取得する場合」となり、許可不要案件となります。

2ページをご覧ください。番号5のとおり、申請者に対して、「高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業補助金交付要綱第2条第3号に規定するとおり、事業により農地の耕作放棄の防止が未然に図られ、該当地が受益地である旨同意する。」と回答するものです。

引き続き、色刷り資料を御覧いただき、この制度の詳細説明について、本市担当課の土地改良課職員から説明をいただきたいと思います。その後、議案第15号に係る同意について御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

川端土地改良課課長補佐 それでは、色刷り資料をご覧ください。

耕作放棄地発生防止土地改良事業は、農道等の農業用施設の端部において、一般の土地改良事業の採択条件である受益戸数2戸以上を満たさない箇所の農業施設の改善を図るため、受益戸数が1戸でも、土地改良事業の補助を行い、耕作が放棄されることを未然に防止することを目的とする制度であります。

また、集落や地域の繋がりを強化し、営農継続を支援するため、本事業の適用条件には、対象農家が集落営農組織に参加している場合、インセンティブを付与し、補助率を加算する制度であります。

今回、対象の農道の受益者は、集落営農組織に参加しており、当該事業により耕作放棄の防止事業を採択したいと考えています。

説明は以上でございます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでもありますので、議案第15号については原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第15号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

南事務局長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。資料6をご覧ください。

期間としましては、令和4年1月7日から2月4日分までであります。

まず、許可件数ですが、12月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が10件、1月議決分といたしまして4条が19件、5条が38件、合計で4条が19件、5条が48件です。

許可保留件数につきましては、12月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が6件、1月議決分といたしまして4条が0件、5条が12件、合計で4条が1件、5条が18件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1ページをご覧ください。

4条関係で、7月議決分の9番が建築基準法上の道路許可未了のため、許可保留となっております。

2ページをご覧ください。

1月議決分の許可保留はありません。

3ページをご覧ください。

5条関係で、4月議決分の所有権の4番、賃借権の1番が、開発許可未了により、現在、許可保留になっています。10月議決分3件は許可になっております。11月議決分の所有権7番が開発許可未了により、現在、許可保留になっています。12月議決分の所有権6番が直近事業造成工事未了、道路工事承認未了により、9番が開発許可、道路工事承認未了により、現在、許可保留になっています。

4ページをご覧ください。

使用貸借権2番が道路工事承認未了により、現在、許可保留になっています。

5ページをご覧ください。

1月議決分の所有権2番、5番、8番、12番、14番が開発許可、道路工事承認未了により、3番が開発許可、道路工事承認、直近事業造成工事未了により、4番が開発許可未了により、現在、許可保留になっています。

6ページをご覧ください。

23番が開発許可、道路工事承認未了により、25番、30番、37番、賃借権1番が開発許可未了により、現在、許可保留になっています。

7ページをご覧ください。

使用貸借権12件は、すべて許可となっています。

以上で今月の許可状況についての報告を終了します。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和3年度第11回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時9分 閉会